令和2年8月施行 令和3年8月更新 令和4年2月更新 令和4年10月更新 令和5年6月更新 令和5年12月更新

# 介護サービス包括型共同生活援助事業所の 指定申請の手引き (神奈川県所管域用)

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課

# 目次

1	はじめに	₹	1
2	共同生活	舌援助の概要	1
	(1)	サービスの概要	1
	(2)	利用対象者	1
3	指定の前	前提要件	1
4	指定申請	清手続きの流れ	2
5	共同生活	舌援助(介護サービス包括型)の指定基準	5
	(1)	指定の単位	5
	(2)	人員基準	8
	(3)	設備	10
	(4)	運営	12
	(5)	日中活動系サービス事業所との併設について	14
6	指定後の	の共同生活住居追加への対応等	15
	(1)	住居の追加について	15
	(2)	その他変更事項への対応	16
7	障害福祉	<b>业サービスの報酬について</b>	17
	(1)	障害福祉サービス等の体系	17
	(2)	報酬の基本的な考え方	18
8	体制届の	の提出	19
	(1)	提出について	19
	(2)	人員基準の見直しについて	19
	(3)	夜間支援等体制加算について	20

# 問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課事業支援グループ

電話 045-210-4732

時間 8:30から12:00 13:00から17:15

メール: jigyoushashitei.d6gm@pref.kanagawa.lg.jp

#### 1 はじめに

障害福祉サービス事業は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)」、その他関係法令に基づいて運営されます。

この手引きは、初めて共同生活援助事業所の指定を受けようとする事業者の方々に、指定申請の流れと指定基準の概要をご理解いただくために作成したものです。

共同生活援助事業所には、介護サービス包括型共同生活援助事業所、日中サービス 支援型共同生活援助事業所及び外部サービス利用型共同生活援助事業所の3つの類型 がありますが、ここでは、最も一般的な介護サービス包括型共同生活援助事業所の指 定について説明しています。

記載の内容は、令和5年12月時点でのものです。今後、必要に応じて随時内容の充実を図ることとしておりますので、新規申請を検討する際は、最新の手引きをご確認ください。

※本手引きは神奈川県所管域での扱いになります。政令市・中核市(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市)で共同生活援助事業所の開所をされる場合は、各市に 手続き方法をご確認ください。

### 2 共同生活援助の概要

# (1) サービスの概要

共同生活援助は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を 営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に 応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上 の援助を適切かつ効果的に行うサービスです。

### (2) 利用対象者

障害者(身体障害者、知的障害者、精神障害者及び障害者総合支援法の対象となる 難病患者)

※原則、障害児は利用できません。

※身体障害者にあっては、65 歳未満の者又は 65 歳に達する日の前日までに障害 福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者

具体的な利用者像

- ・日中は一般就労または生活介護や就労継続支援等のサービスを利用している方
- ・地域において自立した日常生活を営む上で、日常生活上の援助が必要な方
- ・入所施設等を退所して、地域移行を目指す方

#### 3 指定の前提要件

指定共同生活援助事業者としての指定を受けようとする事業者は次の前提要件を満たしていることが必要です。

#### ● 法人格を有すること

法人登記及び定款の目的に以下の記載が必要です

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業」

- 共同生活援助事業所の従業者の知識、技能及び人員が「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年 神奈川県条例第9号)(以下「条例」という。)」で定める基準を満たしていること。
- 申請者が条例で定める設備及び運営に関する基準に従った運営が確認できること。
- その他障害者総合支援法第36条第3項各号に掲げる欠格事項に該当しないこと。

# 4 指定申請手続きの流れ

共同生活援助の新規指定の流れを示します。

# (1) 事前準備

どのようなグループホームを作りたいのか目的、実施地域、事業 計画(支援内容、人員確保、収支)を明確にしてください。

国の基準省令や報酬告示(※)、本手引きなどを確認し、共同生活援助事業の趣旨や制度を十分に理解してください。

# (2) 市町村の障がい福祉主管課へ相談

市町村の障がい福祉主管課へ事業計画を説明し、市町村障害福祉計画との整合性など、事業開始に向けた相談を行ってください。

- ※ 当該市町村が整備を予定している定員に達していないか?
- ※ 当該市町村がどのようなグループホームの設置を希望している か(設置地域、対象者(障害種別・障害支援区分等))。

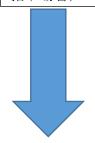
# (3) 県への事前相談(指定を受けたい月の3カ月前の1日まで)

原則、電子メールにて事前相談をしてください。

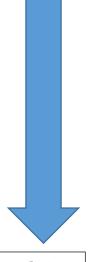
- ① 直接指定を受けようとする事業者がご連絡ください(建設会社、不動産会社等の職員からの相談には対応いたしません。)
- ② 送る書類
- 事業計画書 (別紙様式)
- ・ 建物の各階の平面図
- ・周辺環境、最寄り駅からの位置関係がわかるもの(地図)
- ③ メールの件名は【事前相談 (グループホーム)】と記載してください。

※建物を新築する場合は、設計図面の案ができた段階(工事着工前)で、市町村や県に相談を開始してください。

指定スケジュール例 (5月事業開始を目 指す場合)



県に相談 する前



**2月1日** まで

# (4) 障害サービス課内で協議、設置市町村への意見照会

共同生活援助事業所として設備基準等に合致するかを課内で検討します(事業計画の補正後から2週間程度)。

2月15日

3月中

- (5) 関係部署へ相談、関係法令の適合確認、事業開始に向けた準備
  - (4) の結果をお伝えしますので、問題がなければ次の準備を進めてください。
  - ① 関係法令の適合確認

事前確認表(別紙様式)に沿って、建築基準法、消防法、都市計画、バリアフリー条例など関係法令に照らして適合しているか、 土砂災害警戒区域・浸水想定区域など危険な場所ではないか関係 部署へ確認してください。((1)と同時でも問題ない。)

- ② 事業開始に向けた準備
- ・共同生活援助事業所を設置する周辺住民に事業開始の説明をしてください。説明は、自治会長や建物所有者などを通じて丁寧にしてください。(指定を受ける法人の職員自身で行ってください。)
- ・物件の賃貸借契約を締結してください。
- ・事業所を運営する上で必要な人員(管理者、サービス管理責任者、世話人、生活支援員)を確保してください。
- ・その他必要な手続きをしてください。



(6) 事前確認表(指定を受けたい月の前々月の15日まで)

事前確認表に必要事項を記入し障害サービス課へ提出してください。

**3**月 15 日 まで

#### (7) 指定申請書類、体制届の提出

前月1日までに書類を全て送付してください。担当が確認し修正等 の連絡をします。

前月 15 日までに全て整っている必要があります。整っていない場合申請を受け付けません。

管理者・サービス管理責任者・従業者の雇用契約が結ばれていることが必要です。

4月 1 日 まで

(8) 管理者面接

指定申請書類が整いましたら、管理者・サビ管面接を実施します。 来庁もしくはオンライン形式での面接です。 4月15日 まで

4月中

#### (9) 書類審査

必要に応じて事業所(住居)の現地確認をします。

指定申請書類を提出後に、申請内容に変更が生じた場合は速やかに 申し出てください。指定申請書類の内容と異なる状況のまま指定を 受けた場合、虚偽申請として取消処分となる可能性があります。

# (10) 指定(各月の1日)

レターパックにて指定書を発送します。

事業所に掲示してください。

# (11) 事業開始、メールアドレスの登録、情報公表

県からの情報を受け取るメールアドレスと、WAM NET への情報公表を必ず登録してください。

(ID、パスワードは別途通知いたします)

# (12) 事業運営に伴い各種届出

- ① 変更届 (P.15~参照)
- ② 体制届 (P.17~参照)

基準に従い適切な運営をすることはもちろんですが、指定後も県へ の各種届出はありますので、忘れずに対応してください。

※ 事前相談、指定申請は電話、電子メール、オンラインで行います。ただし、県が必要と認める場合には、来庁いただくことがあります。

#### ※ 指定基準省令

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害 福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」

#### 解釈通知

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害 福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」

#### 報酬告示

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害 福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する 基準」

#### 留意事項通知

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」

5月1日

# 5 共同生活援助(介護サービス包括型)の指定基準

共同生活援助事業は、障がい者が地域において共同して自立した日常生活又は社会 生活を営むことを支援する事業であり、事業者は家庭的な雰囲気の下、地域住民との 交流の機会を確保し、障がい者が地域の一員として生活するのを支える役割が求めら れます。

そこで、県は、この趣旨を具体的に事業所の運営に反映するために望まれる要件を 次のとおり整理しました。

# (1) 指定の単位

共同生活援助事業所は1以上の共同生活住居を1事業所として指定します。

#### ア 共同生活住居、ユニットの考え方

- ・ 共同生活住居は、複数の居室に加え、居間、食堂、トイレ、風呂等を共有する 1つの建物をいいます。
- 共同生活住居は1以上のユニットを設けるものとします。
- ※ マンションなどについて

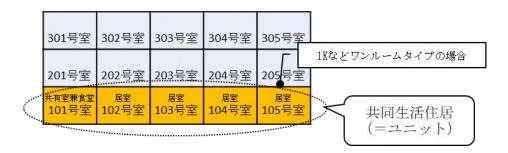
マンションの一つの住戸が複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有する場合(4LDK や 3LDK など)は、マンションの建物全体ではなく、当該住戸を共同生活住居とします。

ワンルームタイプの場合は、マンション内及びアパート内の隣接する複数の住 戸を共同生活住居としてとらえます。

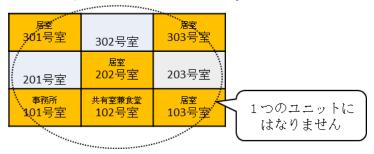
・ ユニットは、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位をいいます。風呂(浴槽あり)、トイレ、洗面所、台所等、日常生活を送る上で必要な設備を設けなければなりません。

#### 【イメージ図】 一戸建て マンション 4LDKなど複数の利用者が共同生活を営む ことが可能な広さを有する場合 居室・居間・食堂・トイレ・風呂等 居室・居間・食堂 301号室 302号室 便所・浴室等 ユニット 居室・居間・食堂 共同生活住居 便所・浴室等 201号室 202号室 (=ユニット) ユニット 101号室 102号室 共同生活住居=建物

# マンション (ワンルームタイプ)



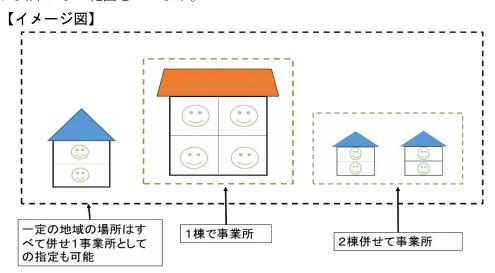
※ 同じ階で各居室が離れている場合など、一体的とみなすことができないため、ユニットと認めることはできません。



#### イ 事業所指定の単位

共同生活援助事業所は、一定の範囲内に所在する1以上の共同生活住居を1つの 事業所として指定します。

一定の範囲内とは、同一市町村内にあり、主たる事業所から概ね 30 分程度で移動できる範囲に所在する共同生活住居であって、サービス管理責任者が業務を遂行する上で支障がないなど、指定共同生活援助事業所としての一体的なサービス提供に支障がない範囲をいいます。



#### ウ 定員

事業所	4人以上
共同生活住居	新規建物の場合:2人以上10人以下
	既存建物の場合:2人以上20人以下
ユニット	2人以上10人以下

- ※ 共同生活住居は、条例上既存建物の場合、定員は20人まで認められますが、 共同生活援助事業の趣旨(家庭的な雰囲気の下、地域住民との交流の機会が確保 される)から、定員はできる限り10人以下としてください。
- ※ 共同生活住居の定員が8名以上の場合は減算になります。 ワンルームタイプの共同生活住居の場合は建物全体(共同生活援助の用に供する 部分に限る)を共同生活住居ととらえるので、大規模住居減算は建物全体の定員 で判断されます(平成26年 厚生労働省QA参照)

# エ 近接した土地での共同生活住居の設置について

障がい者が1つのエリアに集中して生活することは、共同生活援助事業の趣旨 (住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会を確保する)に反す るため、同一法人、別法人にかかわらず、複数の共同生活住居を近接した土地に設 置することは望ましくありません。

#### ※近接とは

同一敷地内、隣接して設置、共同生活住居を隔てる公道等に共同生活住居の敷 地が面している場合など。

# (2) 人員基準

# ア 必要な人員

利用者の活動時間帯(起床から就寝までの時間帯)に配置する人員 共同生活住居ごとではなく、事業所全体の利用者数及び障害支援区分に応じて算 出します。

職種	業務内容	資格等	人数等
管理者	・事業所の従業者の管理を 理及び業務の管理を 一元的に行う。 ・事業所の従業者に対 し法令等を遵守させ るために必要な指揮 命令を行う。	適切なグループホームのサービスを 提供するために障害福祉サービス事業所等での勤務経験など、必要な知識及び経験を有する者	1人常勤•専従
サービス管理責任者	・障害特性や利用者の 生活実態に応じ、個 別支援計画の作成・ 評価及び支援を行 う。 ・他の従業者に対する 技術指導又は助言等 を行う。	実務経験要件・研修要件を満たしている者(※1)	利用者が30人以下:1人 利用者が30人から60人以下:2 人 (事業所における入居定員が20 人以上の場合は原則として専従とする) 非常勤、兼務も可能
世話人生活支	利用者に対する日常生 活上の支援、相談を行 う。 日常生活上の支援、相	障がい者の福祉の 増進に熱意があ り、障がい者の日 常生活を適切に支	常勤換算で利用者数 (※2)を6で除した数以上 利用者の障害支援区分により必
接員	談、介護を行う。	援する能力を有する者	要人数が変わる 区分3:利用者数を9で除した数 区分4:利用者数を6で除した数 区分5:利用者数を4で除した数 区分6:利用者数を 2.5 で除した数

- ※1 サービス管理責任者の要件は、「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者になるまでの流れ」「サービス管理責任者の実務経験要件」を参照してください。 (障害福祉情報サービスかながわ掲載)
- ※2 利用者数とは、現に入居している利用者の数ではなく、「前年度の平均利用者数」を用います(詳しくは P.19~参照)

#### イ 夜間支援について

夜間の連絡・支援体制が確保されていた場合、所定の単位数が加算されます。

夜間(午後 10 時から翌午前 5 時までを最低限含む。)における介護や緊急時の対応のため、アの人員基準により配置された世話人・生活支援員とは別に夜間時間帯に職員(夜勤職員・宿直職員)を配置する場合は、夜間支援等体制加算Ⅰ又はⅡを算定することができます。

ただし、夜勤職員の勤務時間は、基準上配置すべき従業者の勤務時間数には参入できません。

※ 事前の体制届の届出が必要(P. 19参照)

#### ウ 管理者等の他事業所との兼務について

共同生活援助事業所間の兼務

<管理者の場合>

- ・ 業務に支障がない場合管理者は複数の共同生活援助事業所を兼務することが 可能です。
- ・ しかし、同事業所内での異なる職種の兼務と、異なる事業所での同じ職種を 同時に兼務することはできません。
- ・ 管理者が3職種兼務することはできません。
- 例) A事業所の管理者とサービス管理責任者を兼務 ⇒ × さらに、B事業所の管理者を兼務
- 例)A事業所の管理者とサービス管理責任者と世話人を兼務 📥 X

<サービス管理責任者(サビ管)の場合>

- サビ管も複数の事業所を兼務することが可能です。
- ・ サビ管は同事業所内の世話人か生活支援員のどちらか一方を兼務することが 可能です。
- 例) A事業所のサビ管とB事業所のサビ管及び世話人の兼務 □ ○
- ・ ただし、定員が20名以上となる事業所に配置するサビ管は、原則専従にしてください。
- 日中活動系サービス事業所又は障害者支援施設との兼務
  - ・ 日中活動系サービス事業所及び障害者支援施設のサビ管は 60 人まで、共同 生活援助事業所は 30 人まで担当できるため、1 人のサビ管で担当可能な利用 者数は以下の計算で求めます。
    - 60 人≥日中系事業所の利用者数+共同生活援助の利用者数×2
  - ・ ただし、定員が20名以上となる事業所に配置するサビ管は、原則共同生活 援助事業所の専従にしてください。

### (3) 設備

#### ア 立地条件

- ・ 住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中に立地されることが必要です。
- ・ 日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地外にあるよう にしなければなりません。
- ・ できる限り交通至便な場所にしてください。

家庭的な雰囲気の下、地域との交流を図ることによる社会との連帯を確保するという観点をもって場所を選定してください。

上記趣旨により、市街化調整区域での開設は認められません。

・ 同一敷地内での日中活動系サービス事業所の併設は原則として認められません。 (例外的扱いについては P. 14 を参照)

#### イ 居室面積

- 居室の定員は1人です。
- 面積は収納設備を除き有効面積で 7.43 ㎡以上(できる限り 9.9 ㎡以上) が必要です。
- ・ 収納設備は住まいとしての観点やプライバシー保護の観点から、居室内に別途 設けられている必要があり、居室内に収納設備を設けず別室のロッカールームの ような設備を設けることは、認められません。
- 収納設備の広さとして半畳(0.8 m²)以上必要です。
- ・ マンションのワンルームタイプの場合は、台所、玄関、廊下、トイレ、風呂などのスペースは居室の面積に含みません。

共同生活援助は、利用者の生活の場であり住まいであるため、長く利用することも考慮し居室は十分な広さを確保することが望まれます。

(6畳(9.9 m²)以上の広さを確保することが望ましい)

#### ウ ユニットに必要な設備

・ ユニットには居室に加え居間、食堂など利用者が相互交流を図ることができる場所や、台所、トイレ、洗面所、風呂、洗濯機置き場など生活に必要な設備が必要です。

居間や食堂は、利用者(サテライト型住居の利用者を含む。)と従業者が一堂に会するのに十分な広さを確保してください。

台所部分を除いて原則1人あたり1畳(1.6 m²)以上のスペースが必要です(従業者のスペースも別に必要です)。

風呂やトイレは日常生活に支障がないように、定員に応じて複数設置が必要です。(風呂は5人ごとに1つ以上、トイレは3~4人に1つ以上が目安です。)

#### エ 1つの建物内に複数の共同生活住居の設置について

- ・1つの建物を住居分けする場合は、建物全体で新規建物の場合は2人以上10人以下、既存建物の場合は2人以上20人以下である必要があります。
- ・住居分けをする場合は、玄関を別々に設置し、建物構造上共同生活住居ごとの独立 性を確保する必要があります。

#### オ その他

- ・ 利用者の重度化や高齢化に対応するため、2階建て以上の建物にはエレベータ ーの設置が望まれます。
- ・ 事前確認表の確認項目(耐震基準、用途地域、建築基準法、消防法など)については、関係部署にて申請者の責任で確実に確認をしてください。
- ・ 旧耐震基準の建物は、新耐震基準を満たしていることの証明が必要です。
- ・ 共同生活援助は要配慮者利用施設であることから、災害リスクが高い浸水想定 区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域への開設は避けてください。
- ・ 利用者の住居になるため、建物が賃借物件の場合は、短期間の契約ではなく、 長期的に住むことができるよう長期間の契約が必要となります。(定期借家契約 は長期的な利用の保障がないので原則認められません)

#### カ サテライト型住居

共同生活住居(本体住居)と密接な連携(入居者間の交流が可能)を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される住居。1人暮らしに近い形態の支援形態をいう。

- ・ 本体住居とサテライト型住居の間を利用者が概ね 20 分以内で移動することが 可能な距離
- 入居定員は1名

- ・ 1つの本体住居に2か所まで設置可能(本体住居の入居定員が4人以下の場合は1か所まで)
- 居室の面積は、収納設備を除き 7.43 m²以上(できる限り 9.9 m²以上)
- ・ 風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を営む上で必要な設備を設ける
- ・ サテライト型住居の入居定員は、本体住居の定員には含めない(事業所の定員 には含める)。
- ・ サテライト型住居の利用者の利用期間は原則3年以内
- ・ 1つの建物に複数のサテライト住居の設置は不可です。

# (4) 運営

#### ア 利用者負担の範囲

指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払い以外に、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用として以下の費用の支払いを利用者から受けることができます。

- 食材料費
- 家賃

室料に相当する額を基本とします。賃貸住宅においては全体の家賃を利用者の 数で割るなど(事業者利用部分は除く。)、適切な額を設定してください。

- 光熱水費
- 日用品費
- ・ その他、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用 者に負担させることが適当と認められるもの
  - ※ 訓練等給付費の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目 による費用の支払いを受けることはできません。(敷金、礼金など)
  - ※ 徴収した光熱水費、食材料費、日用品費については、適切に管理するとと もに、一定期間ごとに精算を行い、残額が生じた場合には、精算して利用者 に返還するものとする。

#### イ 介護及び家事等の支援

- ・ 事業者はサービスの提供に当たって、利用者の状態に応じ、利用者がその自主性 を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるように必要な支援を行うもの とします。
- ・ 支援を行う際には、障害特性等を踏まえるとともに、利用者の人格に十分に配慮しなければなりません。
- ・ 利用者が従業者と調理や洗濯、掃除、買物、レクリエーション、行事などを共同 で行うことにより、良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活 が送れるようにしなければなりません。

#### ウ 社会生活上の便宜の供与

- ・ 利用者が充実した日常生活が送れるよう、利用者の就労先や利用する他の日中 活動サービス等との連絡調整のほか、余暇活動等の社会生活上の支援に努めな ければなりません。
- ・ 郵便、証明書などの交付申請等、利用者が必要とする手続き等に対して、利用者 又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、当該利用者の 同意を得た上で代行しなければなりません。特に金銭にかかるものについては 書面等を持って事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度、本人に確 認を得るものとします。
- 利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければなりません。

#### 工 協力医療機関等

- ・ あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければなりません。
- ・ 協力医療機関は、利用者の病状の急変等に備えるため、共同生活住居から近距 離にある医療機関としてください。

#### オ サテライト型住居の入居者への支援

- ・ 共同生活援助計画に基づき、定期的な巡回等(原則1日複数回の訪問)により、 相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
- ・ サテライト型住居に入居してから原則3年の間に一般住宅等へ移行できるよう、 関係機関との連携を図りつつ、計画的な支援を行います。
- ・ 支援が不要になっても、当該サテライト型住居の契約を事業者から入居者個人 に切り替えることでそのまま住み慣れた住居で生活し続けることができるよう 配慮してください。

#### カ 協議の場の設置等

・ 1年に1回以上、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村職員等を構成員とする地域連携推進会議を開催し、運営状況を説明し要望等を聴く機会を設けるとともに、1年に1回以上見学の機会を設けていただきます。また、その記録を公表していただきます。

その他法令を遵守した適切なサービス提供を行うために「管理者の心得」も確認してく ださい

「障害福祉情報サービスかながわ」を参照

#### 書式ライブラリ

- ⇒「1. 神奈川県からのお知らせ」
  - ⇒「 2 事業所新規指定申請様式等(障害者総合支援法関係)」

# (5) 日中活動系サービス事業所との併設について

#### ア 原則

共同生活住居と日中活動系サービス事業所(生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型など)を同一建物、同一敷地内に設置することは、共同生活援助の趣旨に反することから原則として認めておりません。

#### イ 理由

共同生活援助の趣旨(利用者が地域において家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活または社会生活を営むことにより、地域移行を目指す)を考慮すると、利用者は住居とは離れた事業所へ通うこと(日中活動の場と住まいの場の分離)が前提であり、敷地内で生活を完結することは共同生活援助の趣旨にそぐわないものです。

また、同一建物、同一敷地内に共同生活住居と日中活動系サービス事業所が設置された場合、日中及び夜間を通してサービスを提供する施設に近い環境が創出されることになり、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならないという立地の基準に照らしても、相応しくありません。

#### ウ 例外的取り扱いについて

以下の条件を満たし、人員、設備及び運営面において、昼夜を分離した運営を行うことが事業概要書等で明確になっている場合は、個別に御相談いただき、状況により例外的な取扱いをすることが可能です。

#### 【併設要件】

# ① 必要性

・日中活動系サービス事業所と共同生活援助事業所を併設する必要性があること。 (例:所在市町村から併設の要望を受けているなど) 法人の運営や建物の都合による設置は認められません。

#### ② 人員

- ・共同生活援助事業所と日中活動系サービス事業所の人員配置がそれぞれの基準を 満たし、支援体制が明確に区別されていること。
- ・従業者が兼務していないこと。※ 管理者は含まない。

#### ③ 設備

- ・共同生活援助事業所と日中活動系サービス事業所の施設設備がそれぞれの基準を 満たし、構造上明確に区分されていること。
- ・共同生活援助事業所と日中活動系サービス事業所の出入り口がそれぞれ別に設けられており、建物内での行き来ができない構造になっていること。

#### 4) 運営

・共同生活援助利用者に対し、共同生活援助の趣旨を説明し、同一敷地内の事業所以 外の利用を促すこと。

- ※ 高齢かつ重度の障害により、移動が困難などの理由により、利用者本人が当該 事業所の利用を強く希望する場合には、その利用を妨げるものではありません。
- ・共同生活援助利用者に対し、同一敷地内の日中活動系サービス事業所の利用を強要又は推奨しないこと(誓約書を提出していただきます)。
- ・上記のことを、運営規定や契約書、重要事項説明書に明記すること。
- ・共同生活援助利用者がやむを得ず同一敷地内の事業所を利用する場合には、日中 活動系サービス事業所の定員の1/3を上回らないようにすること。
- ・共同生活援助の設置にあたっては、「同一敷地内の事業所に係る誓約書」(別紙様式)を提出し、共同生活援助利用者における同一敷地内事業所の利用状況について、定期的に県へ報告すること。

#### ⑤ 確認

・前記①~③の内容が、現地調査や実地指導で確認できるよう記録を整備すること。

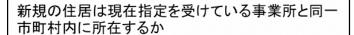
# 6 指定後の共同生活住居追加への対応等

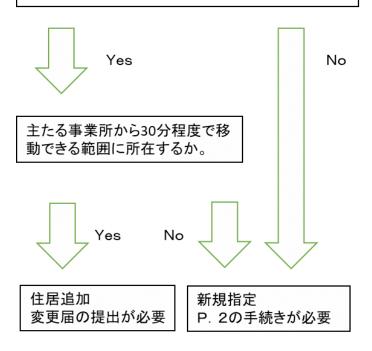
## (1) 住居の追加について

#### ア 住居追加の考え方

共同生活援助の指定を受けている事業所が、一定の地域の範囲内に新たに共同生活住居を開設する場合は、同一事業所の住居追加ということで、変更届で対応可能です。

ただし、新規の住居が現在指定を受けている事業所と同一市町村で、主たる事業 所から概ね30分程度で移動できる範囲に所在することが必要です。





#### イ 住居追加スケジュール (サテライト住居も含む)

- ① 事前相談(追加の3か月前まで)
- ② 障害サービス課内で協議
- ③ 関係法令の確認、関係部署との調整、事業開始に向けての準備
- ④ 事前確認表※P. 2の「4、指定申請手続きの流れ」と同様です。参照してください。
- ⑤ 体制届の提出 ※住居を追加する月の前月 15 日までに体制届を提出してください。 詳しくは8を参照
- ⑥ 変更届の提出 変更届は変更後 10 日以内の提出となっております。ただし、⑤体制届と一体 的な内容となりますので、⑤と同時に変更届も提出してください。
- ⑦ 事業開始、情報公表の修正

# (2) その他変更事項への対応

法人の代表者、管理者、サービス管理責任者の変更などが生じた場合も変更届が必要となります。「現在の事業に変更事項が発生した場合の手続と届出の方法」(障害福祉情報サービスかながわに掲載)を参照の上、適切な対応をお願いします。

# 7 障害福祉サービスの報酬について

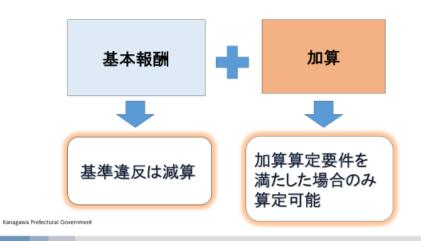
# (1) 障害福祉サービス等の体系

障害福祉サービス等の体系				
類型	サービス名	サービス内容	単価	報酬区分
	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護を行う。	時間単価	特になし
	重度訪問介護	重度障害者に、自宅での入浴・排せつ・食事の介護、移動支援、入院時の支援を総合的に行う。		
訪問系	同行援護	視覚障害者の外出時、必要な情報提供や介護を行う。		
	行動援護	行動障害のある者に、危険を回避するために必要な支援、外 出支援を行う。		
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性が著しく高い者に、居宅介護等複数のサービス を包括的に行う。		
	生活介護	昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。		・利用定員数 ・障害支援区分
	就労移行支援	一般企業等への就労希望者に、就労に必要な知識及び能力 の向上のために必要な訓練を行う。		·利用定員数 ·人員配置
日中活動系	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供する とともに、能力向上に必要な訓練を行う。	日額	・過年度実績
	自立訓練	身体機能・生活能力の維持、向上に必要な支援、訓練を行う。		•利用定員数
	短期入所	短期間、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。		一利用此貝奴
	療養介護	医療と常時介護を要する者に、医療機関で機能訓練、療養上 の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。		・利用定員数 ・人員配置

障害福祉サービス等の体系						
類型	サービス名	サービス内容	単価	報酬区分		
居住系	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う。	日額	·人員配置 ·障害支援区分		
施設系	施設入所支援	施設入所者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介 護等を行う。		・利用定員数 ・障害支援区分		
	就労定着支援	一般就労に移行した者に、就労に伴う生活面の課題に 対応するための支援を行う。		前年度の就労定着の実績		
	地域移行支援	入所施設や精神科病院に入所・入院している者に、住 居の確保、地域移行の相談援助を行う。		前年度の地域移行の実績		
その他	地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所・退院した者に、常時 の連絡体制を確保し、地域生活継続の支援を行う。	月額			
	自立生活援助	施設やGHから居宅での生活に移行した者に対し、定 期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う。		特になし		
	計画相談支援	サービス等利用計画の作成等を行うとともにサービス の利用調整等を行う。		2		

# (2) 報酬の基本的な考え方

# ■ 報酬の基本的な考え方①



# ■ 報酬の基本的な考え方②

- ・訪問系 → 時間単価
- ・日中活動系、居住系、施設系 → 日額
- ・その他 → **月額** (相談系、就労定着支援、自立生活援助)

Kanagawa Prefectural Government

# ■ 基本報酬の構造

### (グループホーム)

- ① 人員配置 ② 障害支援区分
- に応じて報酬算定

Kanagawa Prefectural Government

#### 8 体制届の提出

共同生活援助事業の報酬を算定するために、体制届の提出が必要です。

#### (1) 提出について

# ア 加算等を新たに算定する場合(単位数が増える場合)

前月15日までに体制届を神奈川県へ提出(必着)し、基準に適合していること が確認できれば、翌月1日からのサービス提供分から算定できます。

(翌月の「請求」ではなく「サービス提供分」から算定であることに注意)

# イ 加算等を終了する場合(単位数が減る場合)

速やかに体制届を神奈川県へ提出してください。この場合は、加算等が算定されなくなった(単位数が減る)事実が発生した日から加算等の算定はできないことになります。

# (2) 人員基準の見直しについて

# ア 指定時(住居追加時)

指定申請書類一式と一緒に提出してください。人員基準などを算出する際の利用 者数は入居定員の9割の人数で算出してください。

# イ 指定後(住居追加後) 6か月以上1年未満

直近6か月における利用者数の実績(6か月における全入居者数÷6か月の開所 日数)で算出してください。

# ウ 指定後(住居追加後) 1年以上

直近1年間の利用者数の実績(12か月における全入居者数÷12か月の開所日数)で算出してください。

# 工 毎年度4月

人員配置区分や各種加算は前年度平均利用者数(前年度4月~3月における全入居者数÷前年度の開所日数)に基づいて算出することとされているため、毎年度4月には体制届の提出が必要となります。

#### オ 定員が減少した場合

減少後の実績が3か月以上6か月未満の場合は、直近3か月の実績により算出します(定員減をしてから3か月間は、利用者数は従前のままです)。

#### カ 住居追加をした場合(定員が増加した場合)

住居追加(定員増加)をしてから6か月未満の間は、「住居追加(定員増加)以前の利用者数+追加住居の定員(定員増加分)の9割」で利用者数を算出してくだ

さい。その後は上記イからオのとおり。一つの事業所で複数の住居がある場合は、 利用者の数を算出する期間が異なる場合があるので、ご注意ください。

- ※体制届の提出は(1)のとおりです。
- ※各利用者数の算定に当たっては、小数点第2以下を切り上げるものとします。

#### (3) 夜間支援等体制加算について

共同生活援助には各種加算がありますが、多くの事業所が算定している夜間支援 等体制加算について記載します。(詳細は「報酬告示」「留意事項通知」を参照してくだ さい)

#### ア 加算の種類

- ・ 加算 I: 夜勤を行う夜間支援従事者を共同生活住居に配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合に加算
- ・ 加算Ⅱ:宿直を行う夜間支援従事者を共同生活住居に配置し、利用者に対して 夜間及び深夜の時間帯を通じて定期的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供で きる体制を確保している場合に加算
- ・ 加算Ⅲ:夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制又は緊急時の常時の 連絡体制を確保している場合に加算 要件を満たしている場合、住居ごとに加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲいずれも算定できます。 (ただし、同一日に併給はできません。)
- ・ 加算IV、V、VI:加算(I)を算定している事業所において、事業所単位で夜 勤又は宿直の職員を追加配置した場合に加算。
- ※夜勤と宿直については、それぞれの違いを理解したうえで、勤務時間、休憩時間、支払賃金など適切に対応してください。

労働基準監督署への届出が必要な場合もあります。

#### イ 加算の算定方法

- ・ 1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じて加算額を 算定します。
- ・ 1つの共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、利用者数を按分して算出するものとします。

#### ウ 夜間支援対象利用者数

共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、

現に入居している利用者の数ではなく、「前年度の平均利用者数」の計算方法 に準じて算定するものとします。((2) 参照)

- ・ この計算過程において、小数点以下の端数が生じる場合は、小数点第1位を四 捨五入するものとします。
- ・ (2) の体制届の提出とともに、本加算を算定している事業所は夜間支援対象 利用者数も見直してください。

※現に入居している利用者数や、支援を要する入居者数の単価での請求は間違いで す。適切な積算と届出をお願いします。

#### エ 夜間支援の方法

- ・ 1人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の利用者を支援する場合は、住居 が概ね10分以内の地理条件にあるようにしてください。
- ・ 1人の夜間支援従事者が支援を行える住居は5か所まで(サテライト型住居数 は本体住居と併せて1か所)、支援できる利用者は20人までです。
- ・ 夜間支援の内容について、個々の利用者ごとに共同生活援助計画に位置付ける 必要があります。
- 例) 事業所名:かながわグループホーム (定員 15 名)

住居1:Aホーム(定員7名、現在6名入居)(前年度平均利用者数5名)

住居2: Bホーム(定員4名、現在2名入居)(前年度平均利用者数3名)

住居3:Cホーム(定員4名、現在3名入居)(前年度平均利用者数4名)

すべての住居で夜間支援等体制加算Iを算定と届出済

- ① 各住居に1人ずつ夜間支援員が配置されている場合(夜間支援員3名)
- ・Aホームは利用者数5名の単価を6名それぞれの区分に応じて加算をする。
- ・Bホームは利用者数3名の単価を2名それぞれの区分に応じて加算をする。
- ・Cホームは利用者数4名の単価を3名それぞれの区分に応じて加算をする。
- ② 複数の住居の利用者を1人の夜間支援員が支援する場合(夜間支援員2名) Aホームに1名配置、Bホームに1名配置、CホームはBホームの支援員が支援
- ・Aホームは利用者数5名の単価を6名それぞれの区分に応じて加算をする。
- ・Bホームは利用者数7名の単価を2名それぞれの区分に応じて加算をする。
- ・Cホームは利用者数7名の単価を3名それぞれの区分に応じて加算をする。

提出書類については、「障害福祉情報サービスかながわ」を参照 書式ライブラリ

- ⇒「1. 神奈川県からのお知らせ」
  - ⇒「 令和5年度体制届に関するお知らせ」